

再生可能エネルギー電気卸供給約款の変更届出について

2024年3月18日

関西電力送配電株式会社

当社は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項^{※1}に基づき、本日、経済産業大臣に対して、「再生可能エネルギー電気卸供給約款」の変更届出を行いました。

「再生可能エネルギー電気卸供給約款」とは、当社が買い取った再生可能エネルギー電気を、小売電気事業者などへ卸供給する際の料金その他供給条件を定めたものです。

今回の変更は、2024年1月17日に経済産業大臣から認可を受けた託送供給等約款^{※2}において、発電者に係る料金の「料金算定日」を新たに規定したこと等、発電側課金制度^{※3}の導入に係る見直し内容等を供給条件に反映したものです。

○実施日

2024年4月1日より実施します。

※1：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項（再生可能エネルギー電気卸供給約款）

電気事業者は、前条第一項第二号に掲げる方法による供給（以下「再生可能エネルギー電気卸供給」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：発電側課金制度とは、電力システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うため、現状は小売電気事業者等が負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、システム利用者である発電事業者等に一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもの。

以上